

多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例

申請の手引き

(令和5年9月1日)

問い合わせ先

多古町生活環境課

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584 番地

TEL 0479-76-2611 (代表) / 0479-76-5406 (直通)

FAX 0479-76-7144 (代表)

メール kankyo@town.tako.chiba.jp

1 はじめに

多古町では、平成 30 年 10 月 20 日より「多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を施行し、面積 500 平方メートル以上の土砂等の埋立て等に起因する土壤汚染及び土砂の崩落等の災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行ってきました。

しかしながら、近年、違法埋立て等に対する対処や土砂の崩落事故に対する対応等を通じ、現行条例では対応が困難な事例が発生している状況であります。このようなことから、特に規制の対象外となっている面積 500 平方メートル未満の埋立てや無許可埋立てへの対処、行政命令権を伴う違反の適用対象に対する見直し、加えて特定事業周辺区域住民への生活環境への配慮など、顕在化する諸問題に対応するとともに不適正な事業者を排除するため、改正した条例を令和 5 年 9 月 1 日に施行しました。

2 新条例の主な改正点（新旧比較）

- ・許可要件の面積 300 m²以上
- ・300 m²未満の届出の義務化
- ・土地所有者の責任の明確化
- ・隣接地権者同意 100%に加え、特定事業区域から 300m以内に居住する世帯の 10 分の 8 以上の同意
- ・特定事業の施工期間の変更
- ・一時堆積特定事業の規制要件の新設
- ・措置命令権の拡大
- ・罰則の引き上げ 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

3 用語の定義（第 2 条）

- (1) **土地の埋立て等** 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をする行為をいう。
- (2) **土砂等** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物以外のものであって、土砂、碎石又はこれらに類するもの及びこれらに混入し又は吸着したものをいう。
- (3) **採取土砂等** 採石法(昭和 25 年法律第 291 号)、砂利採取法(昭和 43 年法律第 74 号)、千葉県土採取条例(昭和 49 年千葉県条例第 1 号)その他法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対して何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。）がなされた採取場から採取された土砂等をいう。
- (4) **改良土** 土砂等又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物（燃え殻、汚泥（無機質のものに限る。））に化学的安定処理によって生じたものであって、土砂等と同等の形状を有するものをいう。
- (5) **埋立て** 土砂等で周辺地盤面より低いくぼ地等を埋めることをいう。

- (6) **盛土** 土砂等で周辺地盤面より地盤を高く盛り上げ、将来にわたってその形状の変更が予定されていないことをいう。
- (7) **堆積** 土砂等で周辺地盤面より地盤を高く盛り上げ、将来その形状の変更が予定されていることをいう。
- (8) **一時堆積** 他の場所への搬出を目的とする土砂等を一時的に堆積することをいう。
- (9) **特定事業** 土地の埋立て等に供する区域(宅地造成その他事業の工程の一部において土地の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために利用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域)以外の場所から発生し、又は採取された土砂等による土地の埋立て等を行う事業をいう。
- (10) **一時堆積特定事業** 特定事業のうち、他の場所への搬出を目的として行う土砂等の一時堆積行為をいう。
- (11) **特定事業区域** 特定事業を行う土地の区域をいう。
- (12) **特定事業場** 特定事業区域及び土砂等の搬入路その他の特定事業に供する施設が存する区域をいう。
- (13) **事業主等** 事業主(土地の埋立て等の工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいう。)及び施工者(土地の埋立て等の工事の請負人(当該工事の下請負人を含む。))をいう。
- (14) **土地所有者等** 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

4 事業主等の方へ(第3条)

土地の埋立て等を行おうとする事業主等には、次の責務があります。

(事業主等の責務)

- ① 事業主等は、土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する責務があります。
- ② 事業主等は、土地の埋立て等に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決に当たらなければなりません。
- ③ 事業主等は、土砂等を運搬する者に対し、土砂等の運搬量、車両への積載方法、運搬経路等が適正に行われることを監督する責務があります。

5 発生者・土砂等運搬者の方へ（第3条の2）

土地の埋立て等を行う事業主等に土砂等を提供、又は運搬する発生者及び運搬者には次の責務があります。

（発生者・土砂等運搬者の責務）

- ① 土砂等が発生する工事を行う者は、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を土地の埋立て等の用に供してはなりません。
- ② 土砂等を運搬する者（以下「土砂等運搬者」という。）は、土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬してはなりません。
- ③ 土砂等運搬者は、土砂等の発生場所が異なる土砂等が混ざり合わないように必要な措置を講じなければなりません。
- ④ 土砂等運搬者は、土地の埋立て等が行われる周辺地域の住民の良好な生活環境に影響を及ぼさないよう努めなければなりません。

6 土地所有者の方へ（第3条の3）

埋立て等が行われる土地の所有者等には次の責務があります。

（土地所有者等の責務）

- ① 土地所有者等は、土地の埋立て等を行おうとする者に対して土地を提供するときは、周辺地域の良好な生活環境及び自然環境に与える影響を十分考慮しなければなりません。
- ② 土地所有者等は、町が実施する不適正な土地の埋立て等の防止に関する施策に協力しなければなりません。

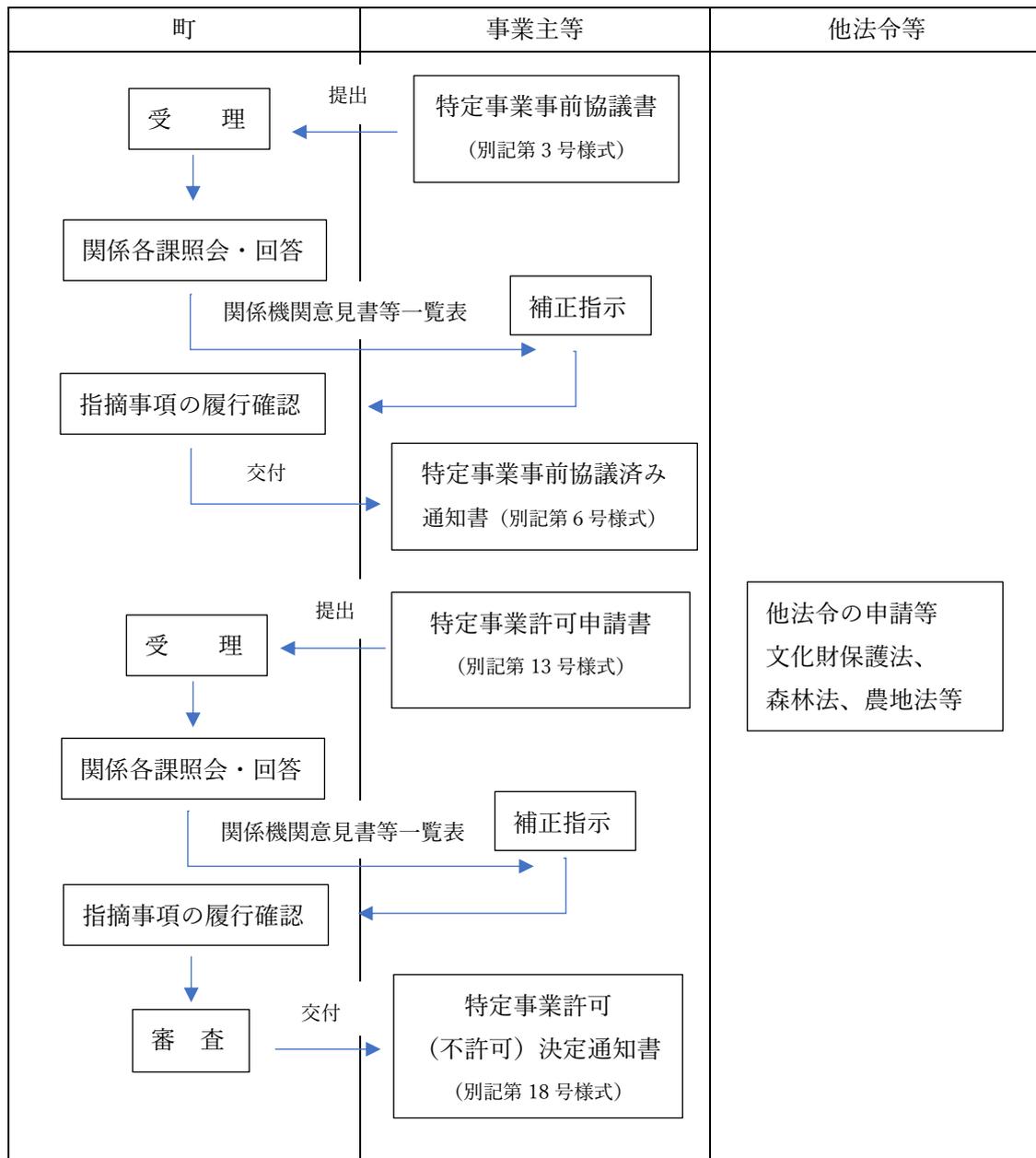
7 安全基準等に適合しない土砂等による土地の埋立て等の禁止（第5条）

- ① 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土地の埋立て等を行うこと又は埋立て等を行わせてはいけません。
- ② 土地の埋立て等を行い、又は埋立てを行わせる者は、土地の埋立て等に改良土を使用してはなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。
 - ・一時堆積特定事業に使用するとき
 - ・災害の発生防止又は地盤改良等の事由により町長が必要と認めるとき

8 災害が発生するおそれのある土地の埋立て等の禁止（第6条）

- ① 何人も、土砂等若しくは排水による災害が発生するおそれのある土地の埋立て等を行い、又は埋立て等を行わせてはいけません。

9 特定事業の許可申請の流れ



- ・ 事前協議、許可申請に必要な書類（添付書類）は、特定事業事前協議書（別記第 3 号様式）、特定事業許可申請書（別記第 13 号様式）に記載されているので、確認してください。
- ・ 住民票、登記事項証明書、公図等は発行日から 3 月以内のものとしします。

10 土地の埋立て等を実施する方への留意事項

A 事業の実施にあたって

- (1) この条例以外の法令等で規制があるものについては、各法令等の適用を受けることになり、許認可等が必要なものについては、併せてその許認可等を取ることが必要です。

また、他法令の許可等を取得している場合においても、この条例の許可又は届出は必要です。

- (2) 特定事業を実施する土地が農地の場合は、農地転用（一時転用を含む）許可について、町農業委員会に必要な手続きを確認してください。

- (3) 特定事業を実施する土地が山林等の場合は、その地域、面積等により必要な許可や届出が異なるため、県北部林業事務所及び町産業経済課に必要な手続きや措置等を確認してください。

- (4) 特定事業を実施する区域（土地）の埋蔵文化財の有無について、町教育委員会に確認してください（埋蔵文化財がある場合は、その調査後の申請となります）。

- (5) 特定事業を実施する区域（土地）内に、町道、赤道・青道又は水路がある場合（公図で確認すること）は、それぞれが機能しているかどうか、事業を行うために必要な措置はどうするのか等を町都市整備課に確認してください。

また、管理者が多古町以外の国道や県道、河川等についても、同様に確認した上で、事前協議等を行ってください。

- (6) その他、施行規則別表第2に掲げる行為など関係許認可を十分確認してください。

- (7) 面積1,000平方メートル以上の一時堆積特定事業（ストックヤード）は、一般粉塵発生施設に該当するため、大気汚染防止法に基づく届出が必要です。（県大気保全課）

- (8) 土地の埋立て等による事業を行う者（事業主、施工者及び土地所有者）は、地上権、永小作権、抵当権等を有する者又は隣接土地所有者に対し、事業内容について十分な説明を行い、施工に対する同意と理解を得た上で事業を行ってください。

B 事業区域、対象事業について

- (1) 特定事業の区域の面積については、埋立て等の用に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路等は含まれません。但し、一時堆積特定事業の保安地帯は特定事業の区域に含まれます。

（なお、現場事務所や搬入路等、事業の用に供する場所を特定事業場という）

12 同意・承諾

(1) 特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意

特定事業区域内の土地に係る地上権、永小作権、質権、賃借権を有する者の同意を得なければなりません。

(2) 土地所有者等及び隣接住民等の同意

特定事業の許可を受けようとする事業主等は、特定事業区域に存する土地に隣接する土地の所有者に対し、同意を得なければなりません。

また、特定事業区域の境界から 300 メートル以内の区域に居住する住民について、当該区域に居住する 10 分の 8 以上の世帯主から同意を得なければなりません。

上記の同意については、住民説明会又は周知の後に得る必要があります。

- 「特定事業区域施工同意書」(別記第 7 号様式)
- 「特定事業区域 (300 平方メートル未満) 施工同意書」(別記第 8 号様式)
- 「隣接土地所有者同意書」(別記第 9 号様式)
- 「周辺住民 (土地所有者) 同意書」(別記第 10 号様式)
- 「世帯数調査書」(別記第 11 号様式)

13 申請等の制限

特定事業の許可申請又は届出には、下記の制限があります。

(1) 300 平方メートル以上の許可申請

- ・ 2 年を超えて許可の申請をすることはできません。
(一時堆積特定事業については、1 年)

(2) 300 平方メートル未満の届出

- ・ 3 カ月を超えて届出をすることはできません。
(一時堆積特定事業については、6 カ月)

14 土砂等の発生状況の調査

町は、土地の埋立て等に使用される土砂等について、状況に応じ発生元に赴き、当該発生元に汚染の要因の可能性があるかどうか等について、現地を確認します。

町が発生元調査に行く際は、発生元現場責任者の方等の調整を図る等協力をお願いします。

15 許可の基準 (第 14 条)

特定事業の許可は、条例第 14 条の許可基準のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可できません。

16 変更の許可申請・軽微な変更

(1) 変更の許可申請（条例第 16 条）

許可を受けた特定事業の内容を変更するときは、変更許可を受ける必要があります。

特定事業の期間の変更は、特定事業の期間が満了する日から起算して 6 カ月を超えることができません。また、新たに特定事業区域となる面積について、特定事業区域の面積の 10 分の 2 を超えることができません。

※一時堆積事業は、特定事業区域の面積を変更することはできません。

- 「特定事業変更許可申請書」（別記第 21 号様式）

(2) 軽微な変更（規則第 18 条）

軽微な変更にあつては、届出により行うことができます。

- 「特定事業軽微変更届出書」（別記第 22 号様式）

【軽微な変更】

- ・事業主等の氏名又は名称及び住所（法人にあつては、名称、主たる事業所の所在地又は代表者の氏名）の変更
- ・事業主等の法定代理人の氏名又は住所（法人にあつては、名称、主たる事業所の所在地又は代表者の氏名）の変更
- ・事業主等に係る次の変更
 - ア 事業主等が法人である場合におけるその役員
 - イ 法定代理人が法人である場合におけるその役員
 - ウ 発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者
 - エ 規則第 11 条に規定する使用人
- ・現場事務所の位置の変更
- ・特定事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものであつて、特定事業区域の構造上支障がないと認める変更に限る）

17 開始の届出（条例第 20 条）

許可事業主等は、その許可又は届出に係る土地の埋立て等を開始しようとするときは、開始する日までに、その旨を町長に届け出なければなりません。

- 「特定事業開始届出書」（別記第 27 号様式）

18 搬入の届出（条例第 21 条、規則第 23 条）

許可事業主等は、その許可又は届出に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、発生場所（土量）5,000 m³毎に、発生元や安全基準の適合が確認できる書類を添付し、町長に届け出なければなりません。

なお、その際に、他法令等で定められた必要な許可証の写しを添付してください。

- 「土砂等搬入届出書」(別記第 28 号様式)
- 「土砂等発生元証明書」(別記第 29 号様式)
- 「検査試料採取調書」(別記第 16 号様式)
- 「地質分析(濃度)結果証明書」(別記第 17 号様式)
- 「土砂等売渡・譲渡証明書」(別記第 31 号様式)

19 土砂等の量等の報告(条例第 22 条、規則第 25 条)

土砂等の発生場所毎に土砂等管理台帳を作成し、毎月土量等を町に報告しなければなりません。

また、土砂等の搬入量を 1 日毎に記載しなければなりません。

管理台帳は 1 年ごとに閉鎖しなければなりません。

- 「土砂等管理台帳」(別記第 32 号様式)
- 「特定事業状況報告書」(別記第 34 号様式)
- 「一時堆積特定事業状況報告書」(別記第 35 号様式)

20 地質検査等の実施(条例第 23 条、規則第 26 条)

地質検査と水質検査は、特定事業を開始した日から 2 カ月ごとに町職員立会いの下に行い、その結果を報告しなければなりません。

地質検査は、特定事業区域を 3,000 m²以内の区域に等分して行います。

地質検査のための試料とする土砂等の採取は、区域の中央地点及び中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の中央地点を基点として 5 メートルから 10 メートルまでの間の 4 地点の土壌について地質検査を行います。

◎地質検査等の提出書類

- 「特定事業地質等検査結果報告書」(別記第 36 号様式)
- 「検査試料採取調書」(別記第 16 号様式)
- 「地質分析(濃度)結果証明書」(別記第 17 号様式)
- 「排水汚染状況測定(濃度)結果証明書」(別記第 37 号様式)

21 関係書類等の縦覧

許可又は届出に係る特定事業が施工されている間、特定事業に関する書類及び図面の写し、土砂等管理台帳を近隣の住民その他当該特定事業について利害関係を有する者に対し、いつでも縦覧できる状態にしなければなりません。

22 標識の掲示等

許可又は届出に係る特定事業区域の公衆の見やすい場所に、特定事業が施工されている間、標識を掲げなければなりません。

許可又は届出に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を杭や安全柵等で表示してください。

23 特定事業の廃止等（条例第 25 条、規則第 28 条）

特定事業を廃止又は 2 カ月以上休止しようとするときは、事前に届出が必要です。

許可事業主等は、特定事業を廃止したときは、廃止した日から起算して 10 日以内に届出が必要です。

町は、特定事業に使用された土砂等が安全基準に適合しているか、災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているか現地調査を行います。

- 「特定事業廃止・休止事前届出書」（別記第 38 号様式）
- 「特定事業廃止届出書」（別記第 39 号様式）

24 特定事業の完了（条例第 26 条、規則第 29 条）

特定事業を完了しようとするときは、事前に届出が必要です。

特定事業の期間が 1 カ月以上 6 カ月未満の場合…完了する 1 カ月前まで

〃 6 カ月以上の場合 …完了する 2 カ月前まで

許可事業主等は、特定事業を完了したときは、完了した日から起算して 10 日以内に届出が必要です。

町は、届出の内容が特定事業の完了に支障がないかどうかの確認を行い、必要に応じて現地調査を行います。

- 「特定事業完了事前届出書」（別記第 41 号様式）
- 「特定事業完了届出書」（別記第 42 号様式）

25 特定事業の終了（条例第 27 条、規則第 30 条）

特定事業の期間が満了する日までに、当該特定事業が完了する見込みのない場合は、災害の発生防止並びに周辺地域の良好な生活環境を保全するための必要な措置、その他規則で定める事項を届け出るとともに、措置を講じた上で特定事業の期間が満了する日までに終了する必要があります。

許可事業主等は、特定事業を終了したときは、終了した日から起算して 10 日以内に届出が必要です。

町は、届出の内容が特定事業の終了に支障がないかどうかの確認を行い、必要に応じて現地調査を行います。

- 「特定事業終了事前届出書」（別記第 44 号様式）
- 「特定事業終了届出書」（別記第 45 号様式）

26 譲受け（条例第 28 条、規則第 31 条）

第 7 条第 1 項の許可を受けた事業者等から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする事業者は、事前に許可を受ける必要があります。

- 「特定事業譲受け許可申請書」（別記第 47 号様式）
- 「特定事業譲受け届出書」（別記第 48 号様式）

27 相続等（条例第 29 条、規則第 33 条）

許可事業主等について、相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併による設立した法人又は分割により特定事業の全部を承継した法人が、この条例の規定による地位を承継し特定事業相続等届出を提出する必要があります。

- 「特定事業相続等届出書」（別記第 50 号様式）

28 関係書類の保存（条例第 32 条）

許可事業主等は、特定事業について、廃止、完了、終了のいずれかを届出した日または取消し通知を受けた日から 5 年間、当該特定事業に関し、町長に提出した書類及び図面の写しを保存する義務があります。

また、管理台帳も閉鎖後、5 年間保存しなければなりません。

29 特定事業に係る土地所有者等の義務（条例第 33 条）

条例第 9 条第 1 項の同意をした土地所有者等は、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に特定事業の施行の状況を把握しなければなりません。また、当該特定事業による土砂等又は排水による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、特定事業の中止を求めるとともに、災害の発生防止、被害の拡大防止その他の必要な措置を講ずるとともに、その旨を町及び関係機関に通報しなければなりません。

30 手数料

許可申請、変更許可申請、譲受許可申請の際、多古町手数料徴収条例に定めるところにより手数料を納めなければなりません。

- 許可申請 ①特定事業区域面積が 3,000 ㎡未満の場合・・・20,000 円
 ②特定事業区域面積が 3,000 ㎡以上の場合・・・48,000 円
- 変更許可申請 ①特定事業区域面積が 3,000 ㎡未満の場合・・・10,000 円
 ②特定事業区域面積が 3,000 ㎡以上の場合・・・28,000 円
- 譲受許可申請 1 の区域につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・28,000 円

31 提出部数 正本、副本 各 1 部

32 罰則

条例の各規定に違反した場合は、罰則が適用されます。

- ・ 2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金（条例第 41 条）
- ・ 50 万円以下の罰金（条例第 42 条）
- ・ 30 万円以下の罰金（条例第 43 条）